

## 第4次

新座市地域福祉計画  
新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画

新座市成年後見制度利用促進基本計画

新座市再犯防止推進計画

新座市

社会福祉法人新座市社会福祉協議会



## はじめに

本市では、平成19年3月に「支え合い、つながり合い、安心があり、支え合いを支えるまち にいざ」を基本理念とする「新座市地域福祉計画」を「新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画」と一体的な計画として策定しました。

さらに、「新座市地域福祉計画」の理念を引き継いだ第2次計画、第3次計画を策定し、地域福祉を推進してまいりました。

これまでの取組により、地域の福祉力を高める地域福祉推進協議会が市内6圏域全てにおいて設立されるなど、地域福祉を支える基盤が着実に向上してまいりました。

しかしながら、第3次計画の期間中に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、地域福祉に関わる市民・団体の活動に多大な影響を与え、地域福祉活動の縮小を余儀なくされてしまい、第4次計画の策定についても1年先送りすることとなりました。

国におきましては、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民等が参画し、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」を提唱しています。

また、一つの世帯に複数の課題が存在している状態など、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、分野ごとの支援体制では対応が困難なケースが顕在化しており、包括的な支援体制の構築が求められています。

本市におきましても、地域共生社会の実現を目指し、第4次計画は、地域が支え合い、地域の支え合いを市や社会福祉協議会が支えるとともに、地域における包括的な支援体制を構築することを念頭に策定いたしました。

さらに、判断能力が十分ではない方を支援する成年後見制度の利用促進、犯罪をした人への支援を含めた再犯防止の推進は、地域共生社会の実現や包括的な支援体制の構築を目指す上で重要であることから、「新座市成年後見制度利用促進基本計画」及び「新座市再犯防止推進計画」を第4次計画と一体的に策定いたしました。

今後は、この計画に掲げた取組を、市民の皆様・関係団体の皆様・社会福祉協議会と連携を図りながら推進し、福祉施策の充実・地域福祉の向上を図ることにより、「支え合い、つながり合い、安心があり、支え合いを支えるまち にいざ」の実現を目指してまいります。

終わりに、計画の策定に当たりまして、アンケート調査やパブリック・コメント（意見募集）に御協力を頂きました市民の皆様、関係団体の皆様、また、貴重な御意見や御提言を頂きました新座市地域福祉計画推進委員会の皆様、成年後見制度及び更生保護に係る有識者の皆様に心から御礼を申し上げます。



令和5年3月

新座市長 並木 傑



# はじめに

新座市社会福祉協議会は、平成19年3月に策定された新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画で示され、現在の計画まで引き継がれている基本理念「支え合い、つながり合い、安心があり、支え合いを支えるまち にいざ」を目標に、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。第4次計画もその基本理念に基づき、人と人との支え合いによる地域共生社会の実現を目指し、「人と人」、「人と資源」がつながり、丸ごと支える福祉により安心して住みやすいまちづくりと支え合いを支える仕組みづくりを進めることが基盤となっております。



近年、地域では「8050」問題やダブルケア、ヤングケアラーなど一つの世帯に複数の課題が多様化かつ複雑化している状態が見受けられます。また、少子高齢化の進行や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化から地域や社会からの孤立も課題となっております。更に令和2年当初から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域の様々な活動も自粛を余儀なくされ、人と人との交流も減少し、一層地域のつながりが希薄になっております。

このような中で、第4次計画では課題の一つとして、コロナ禍によって減速・停止した地域福祉の再スタートが掲げられております。社会福祉協議会は、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指し、一人一人が役割と生きがいを持ち、共に暮らしていくことができる地域づくりを市民の皆様と共に進め、地域福祉の再スタートができるよう取り組んでまいりますので、今後とも御協力くださいますようお願い申し上げます。

また、地域共生社会の実現や包括的支援体制の整備を目指していくうえでも、判断能力が十分でない方を支援する成年後見制度利用促進の基本計画及び犯罪をした人への支援を含めた再犯防止推進計画を第4次計画と一体的に策定いたしました。

結びに、第4次新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定に当たり、コロナ禍の中、貴重な御意見と御提言を頂きました地域福祉活動計画推進委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリック・コメント等を通じて御協力いただきました市民の皆様が心から感謝申し上げますとともに、本計画に基づく取組の推進につきましても御力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人新座市社会福祉協議会  
会長 小川 清



# — 目 次 —

<b>第1章 計画の策定に当たって</b>	<b>1</b>
1 計画策定（見直し）の趣旨.....	2
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の期間.....	7
4 地域福祉圏域の設定.....	9
5 地域福祉に関するアンケート調査の概要.....	10
<b>第2章 第3次計画の成果と課題</b>	<b>11</b>
1 第3次計画の主な成果.....	12
2 第4次計画の課題.....	14
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	<b>17</b>
1 基本理念.....	18
2 第4次計画の基本的な考え方.....	19
3 第4次計画の基本方針と目標.....	21
<b>第4章 目標実現に向けた市民、関係団体、市及び社会福祉協議会の取組</b>	<b>23</b>
基本方針1 自然な支え合いのできる地域をつくる.....	24
目標1 地域で支え合える人材の育成と活動支援.....	25
No.1 身近な地域で活躍するボランティアの育成と支援.....	25
No.2 地域福祉活動がしやすい地域づくり.....	30
目標2 地域におけるネットワークの強化.....	34
No.3 町内会、社協支部及び地域福祉推進協議会の活動の促進.....	34
No.4 社会福祉法人やNPO法人、事業所等を組み込んだネットワーク の形成.....	38
No.5 多様なつきあいができる居場所をつくる.....	42
基本方針2 誰もが自分らしく暮らせる地域の基盤をつくる.....	46
目標3 包括的な支援体制の強化.....	47
No.6 誰一人として取り残されない地域づくり.....	47
No.7 地域と連携して展開する専門的・総合的相談支援体制の確立.....	54
No.8 自立と尊厳が守られ、SOSに気付きやすい地域づくり.....	60
目標4 地域とつながる、安心のまちづくり.....	64
No.9 地域全体で共に学び育つ環境づくり.....	64
No.10 商店会や民間事業者との連携による安心のまちづくり.....	68
No.11 災害に対して安心できる地域づくり.....	71
No.12 地域ぐるみによる防犯活動の強化.....	75

<b>第5章 支え合いを支える仕組みづくり</b>	<b>79</b>
1 地域共生社会の推進.....	80
2 行政各部門における連携の強化.....	84
3 市民・社会福祉法人・NPO法人等と市・社会福祉協議会のパートナーシップの強化.....	85
<b>第6章 新座市成年後見制度利用促進基本計画</b>	<b>87</b>
1 計画策定に当たって.....	88
2 現状と課題.....	90
3 基本方針と目標.....	92
4 目標実現に向けた取組.....	93
<b>第7章 新座市再犯防止推進計画</b>	<b>99</b>
1 計画の概要.....	100
2 施策の内容.....	103
<b>第8章 計画推進のために</b>	<b>107</b>
1 計画を推進・評価するための仕組みづくり.....	108
2 多様な財源の確保.....	108
<b>資料1 アンケート調査結果の主な内容</b>	<b>109</b>
1 市民意識調査.....	110
2 担い手調査.....	112
<b>資料2 策定体制及び策定経過等</b>	<b>119</b>
第1節 策定方法及び策定体制.....	120
1 計画策定の方法.....	120
2 策定体制.....	121
第2節 策定経過.....	126
第3節 諮問・答申.....	128
1 諮問書.....	128
2 答申書.....	129



# 第1章 計画の策定に当たって

---

## 1 計画策定（見直し）の趣旨

本市では、平成29年3月に「第3次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画」（以下「第3次計画」という。）を策定し、市民、関係団体、社会福祉協議会及び市の協働と役割分担により展開される地域福祉活動の推進に努めてきました。

この間、少子高齢化は更に進行し、令和7年にはいわゆる団塊の世代が75歳以上となることから、地域包括ケアシステム<sup>※</sup>の構築が重要な課題となっています。また、社会的孤立を始めとして、生きる上での困難・生きづらさはあるが既存の制度の対象となりにくいケースや、いわゆる「8050」やダブルケア、ヤングケアラーなど個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えているケースが顕在化しており、早期に発見して支援につなげる体制を整備する必要があります。

一方、地域福祉計画の在り方については、平成29年に社会福祉法が改正され、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられるとともに、「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されました。

さらに、令和2年の社会福祉法の改正により、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の三つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が位置付けられました。

また、平成28年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」において、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進基本計画）及び再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（再犯防止推進計画）の策定が求められているところです。

そこで、誰もが必要な支援を受けられる地域づくりを推進するため、福祉に係る計画の上位計画として位置付けられている地域福祉計画と成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画を一体となった計画として策定することとし、第3次計画の見直しとともに、新たな市民ニーズを踏まえ、共に暮らし、共に育ち、共に支え合うまちづくりを目指して、「第4次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画」（以下「第4次計画」という。）、「新座市成年後見制度利用促進基本計画」及び「新座市再犯防止推進計画」を策定しました。

---

<sup>※</sup> 「地域包括ケアシステム」とは、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのことです。

## 2 計画の位置付け

### (1) 新座市地域福祉計画の位置付け

新座市地域福祉計画は、第5次新座市総合計画における将来都市像及びまちづくりの基本的な方向性を踏まえ、共に支え合う地域社会を目指し、地域における福祉活動を包括的に推進するものであり、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定する行政計画です。

#### 社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## (2) 新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画の位置付け

新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画は、新座市社会福祉協議会が呼び掛けて、地域の住民や社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を運営する人(団体)、社会福祉に関する活動を行う人(団体)が協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

### 地域福祉活動計画策定指針概要(全国社会福祉協議会：平成15年11月)

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を運営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、その内容は、福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決を目指して、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。

この二つの計画は、本市の地域福祉の推進を目的として互いに補完・補強し合う関係にあることから、本市では、この二つの計画を一体の計画として策定しています。

## (3) 地域福祉地区活動計画の位置付け

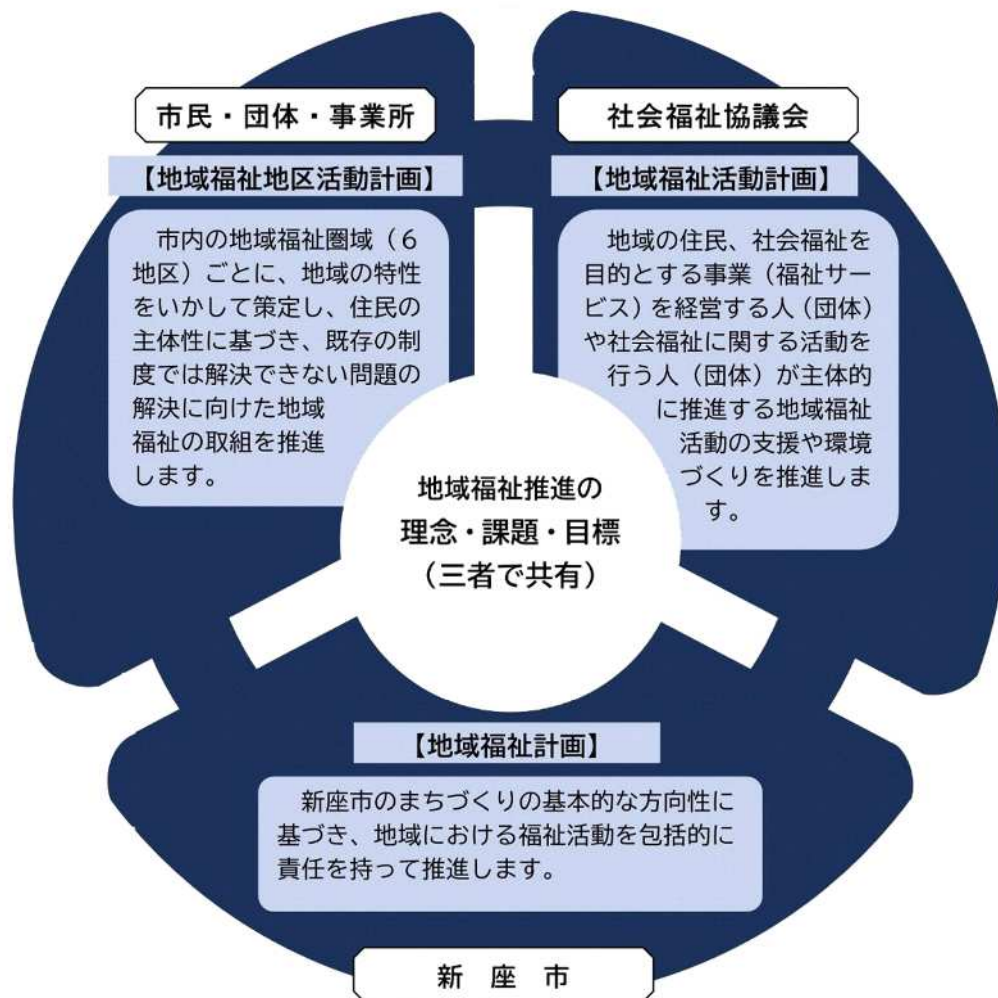
本市では、市内6地区の地域福祉圏域ごとに地域福祉地区活動計画を策定することとしています。この計画は、共に支え合う地域福祉を目指す新座市地域福祉計画及び新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画を踏まえて、新座市社会福祉協議会と地区における地域住民が主体となって策定する民間の活動・行動計画であり、地域住民や町内会、ボランティア団体、NPO法人等の民間団体が自主的に取り組むべき計画です。

## (4) 三つの計画の関係

「新座市地域福祉計画」、「新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画」及び「地域福祉地区活動計画」は、共に地域福祉を推進していく上で地域の福祉課題の整理・分析・検討や地域福祉の理念などについて共有する必要があります。

本市では、地域福祉を推進する三つの計画の違いを踏まえつつ、それぞれの取組が支え合い連携して推進されることを重視し、「三相の計画」として独自に提案しています。

図1 三相の計画



### ①新座市（「地域福祉計画」）は…

新座市のまちづくりの基本的な方向性に基づき、地域における福祉活動を包括的に責任を持って推進します。

### ②社会福祉協議会（「地域福祉活動計画」）は…

地域の住民、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する人（団体）や社会福祉に関する活動を行う人（団体）が主体的に推進する地域福祉活動の支援や環境づくりを推進します。

③市民・団体・事業所（「地域福祉地区活動計画」）は…

市内の地域福祉圏域（6地区）ごとに、地域の特性をいかして、福祉制度を活用するまでもない身近な問題や、既存の福祉制度では解決できない問題の解決に向けた地域福祉の取組を主体的に推進します。

(5) 地域福祉計画と関連計画の関係性

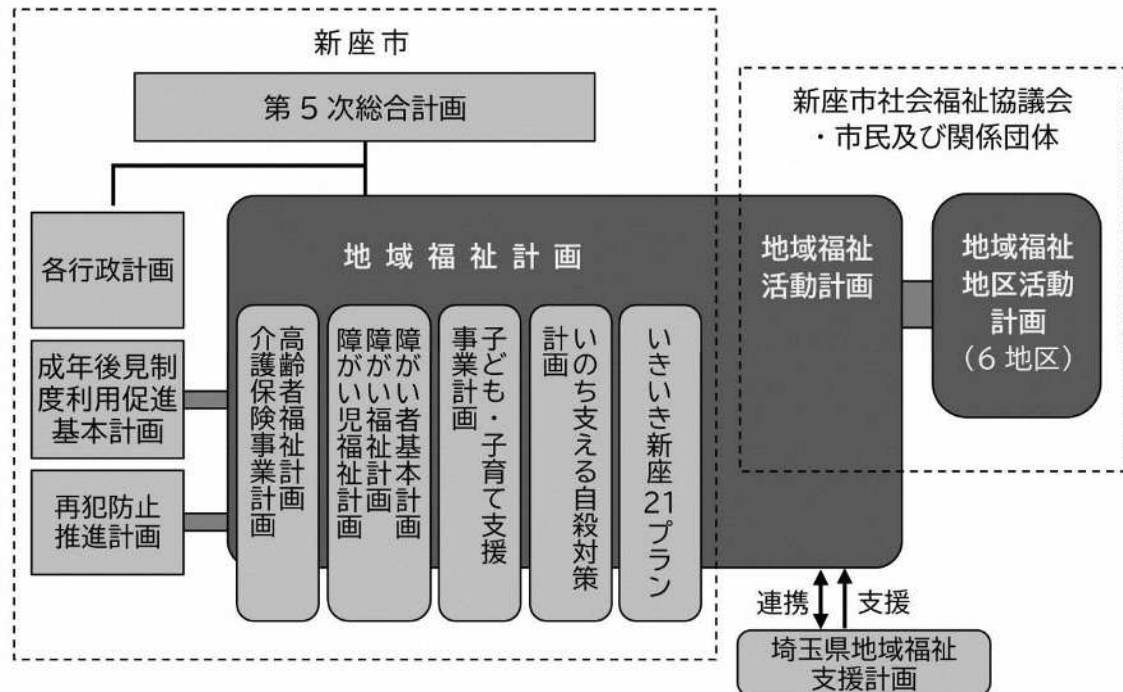
①成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画との関係性

成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画は、地域福祉計画と基本理念等を共有し、誰一人として孤立することなく、それぞれの持てる力をいかして社会に参加し、快適な日常生活を営み、安心して暮らせるまちづくりを目指すため、一体となった計画として策定します。

②関連計画との整合性

地域福祉計画は、第5次新座市総合計画を始め、市の関連計画と整合を図ったものとするとともに、社会福祉法の規定を踏まえ、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画としての性質を有するものとします。

図2 地域福祉計画と関連計画



### 3 計画の期間

この計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行い、次の計画につなげていきます。

第3次計画の計画期間は令和3年度までとなっていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、第4次計画の策定を1年先送りしました。

なお、空白期間となる令和4年度については、「地域福祉の基本方針」を定めました。

地域福祉地区活動計画の期間は、地区ごとに定めます。

図3 計画の期間

年度	令和2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
市の計画				第5次総合計画						
	第3次地域福祉計画	地域福祉の基本方針	第4次地域福祉計画							
				成年後見制度利用促進基本計画						
				再犯防止推進計画						
	第2次子ども・子育て支援事業計画						第3次子ども・子育て支援事業計画			
	高齢者福祉計画 介護保険事業計画 第8期計画			高齢者福祉計画 介護保険事業計画 第9期計画						
	第5次障がい者基本計画					第6次障がい者基本計画				
	第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画						
	第2次いきいき新座21プラン (第2次健康づくり行動計画、食育推進計画、歯科口腔保健推進計画)						第3次いきいき新座21プラン (第3次健康づくり行動計画、食育推進計画、歯科口腔保健推進計画)			
	いのち支える自殺対策計画					第2次のち支える自殺対策計画				

第1章 計画の策定に当たって

年度	令和 2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	
社協・ 市民の 計画	第3次地域福祉 活動計画	地域福祉の 基本方針	第4次地域福祉活動計画								
	第2次東部第一地区 地域福祉地区活動計画				第3次東部第一地区 地域福祉地区活動計画						
	第3次東部第二地区 地域福祉地区活動計画				第4次東部第二地区 地域福祉地区活動計画						
				西部地区 地域福祉地区活動計画							
	第3次南部地区 地域福祉地区活動計画			第4次南部地区 地域福祉地区活動計画							
	北部第一地区 地域福祉地区活動計画				第2次北部第一地区 地域福祉地区活動計画						
	第3次北部第二地区 地域福祉地区活動計画			第4次北部第二地区 地域福祉地区活動計画							

(令和5年3月31日現在)



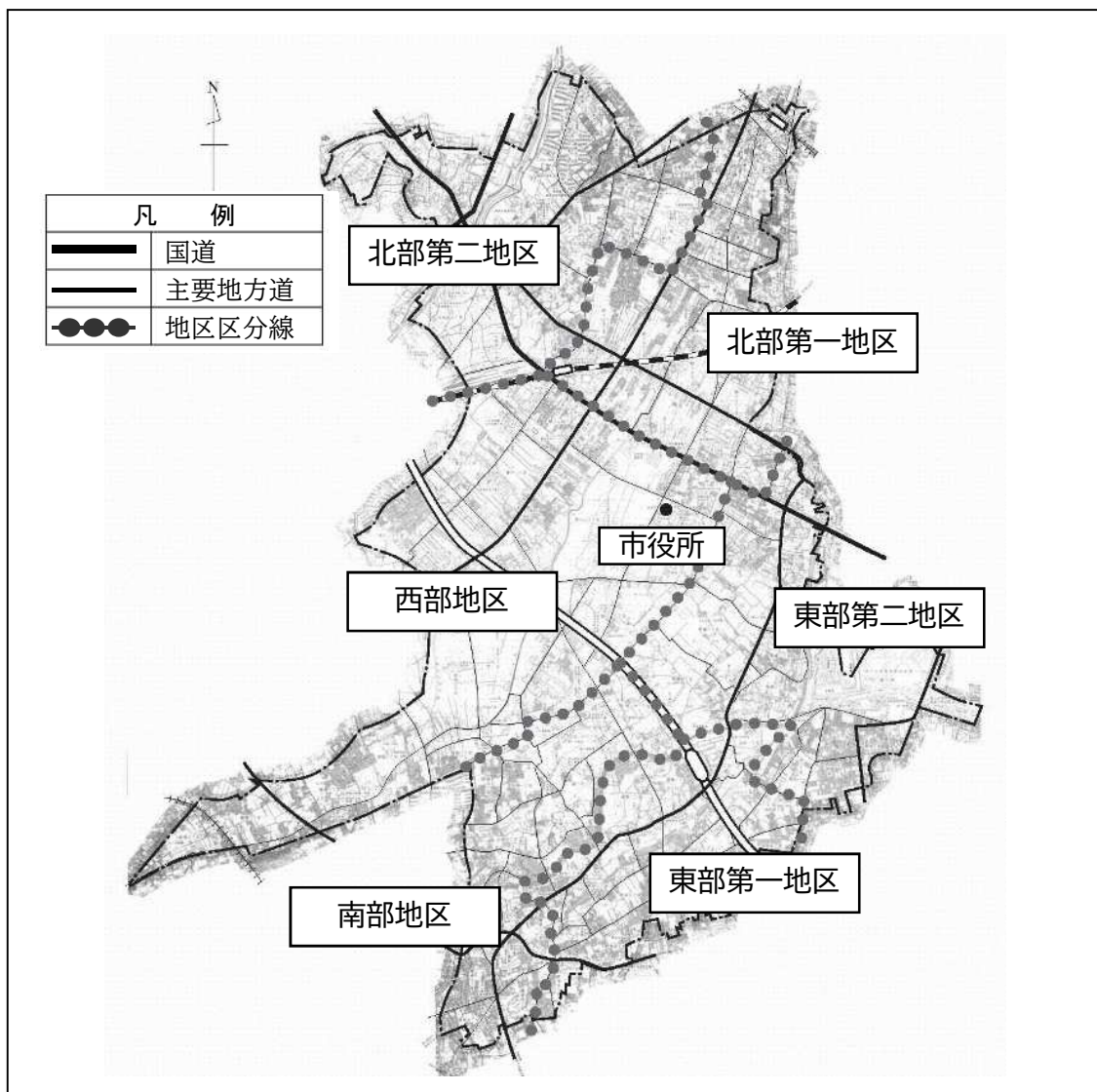
## 4 地域福祉圏域の設定

本市では、民生委員・児童委員協議会の6地区を基本として地域福祉圏域（日常生活圏域）を設定しています。

表 地域福祉圏域

圏域名	含まれる地区
東部第一地区	池田・道場・片山・野寺
東部第二地区	畑中・馬場・栄・新塚
西部地区	新堀・西堀・本多・あたご・菅沢・野火止1～4丁目
南部地区	石神・栗原・堀ノ内
北部第一地区	東北・東・野火止5～8丁目
北部第二地区	中野・大和田・新座・北野

図4 地域福祉圏域



## 5 地域福祉に関するアンケート調査の概要

この計画の策定に当たり、アンケート調査を実施しました。

アンケート調査の結果については、別途「新座市の地域福祉に関するアンケート調査結果報告書」としてまとめています。

### (1) 調査の目的

計画策定のための基礎資料を得るために実施しました。

### (2) 調査対象者

調査名	対象者	対象者数
①市民意識調査	本市在住の16歳以上の人の中から無作為に抽出	2,000人
②地域福祉担い手調査	民生委員・児童委員、町内会・社協支部関係者を始め、地域福祉推進協議会等の地域福祉活動に携わっている人	653人
③組織のあり方に関する調査	地域福祉推進協議会又は協議体（生活支援体制整備事業）に参加している人	425人
④社会福祉事業者調査	市内で社会福祉に関する事業を行う法人等	238事業所

## 3 調査方法及び調査期間

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：令和3年11月24日～12月7日

## 4 回収結果

調査区分	対象者数	有効回収数	有効回収率
①市民意識調査	2,000人	761人	38.1%
②地域福祉担い手調査	653人	413人	63.2%
③組織のあり方に関する調査	425人	209人	49.2%
④社会福祉事業者調査	238事業所	170事業所	71.4%